

# 杉並区フレンドシップスクール運営業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

杉並区では、小学校から中学校へ進学した生徒が、新しい環境・学習や人間関係の変化に対応できず、不登校になるなどといった現象（中一ギャップ）の解消を図るため、学校生活において、スムーズなコミュニケーションを図れるよう、より良い人間関係づくりを目的とした体験型の宿泊行事として、区立中学1年生を対象に「フレンドシップスクール」事業を実施しています。

事業者の選定に当たっては、フレンドシップスクールの趣旨を理解した上で、安心安全な宿泊行事の機会を提供することができる事業者を企画提案方式により公募し、選定します。

## 2 対象者

杉並区立中学校第一学年の全生徒及び引率者

## 3 業務の概要

### (1) 業務名

フレンドシップスクール運営業務

### (2) 主な業務内容

- ① 行程の手配
- ② 貸切バスの確保
- ③ 責任者の配置
- ④ 当日の添乗

※ 詳細は別紙1「フレンドシップスクール運営業務企画提案依頼書」のとおり。

### (3) 履行期間

令和7年4月1日から令和7年7月31日まで

(事前打合せや延期等を考慮し、上記履行期間とする。)

※契約は年度単位としますが、履行評価等により業務が適切に行われていると区が判断する場合は、契約期間を最大2回まで更新できることとします。

### (4) 事業規模

上限額 6,500万円(消費税込み) ※全校1泊2日で実施の場合。

## 4 参加資格

応募者は、次の参加資格を満たしている法人とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱(平成22年3月23日杉並第65476号)に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年1月17日杉並第53890号)に定める除外措置要件に該当していないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 提案業務又は類似する業務を引き続き2年以上営業していること。
- (7) 旅行業法に基づく旅行業（第一種旅行業務又は第二種旅行業務に限る。）の登録を受けていること。
- (8) 過去に移動教室、林間学校、修学旅行等、宿泊を伴う教育旅行の業務を履行した実績があること。

## 5 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
実施要領の公表	令和 5年 11月 1日（水）
質問受付期間	令和 5年 11月 8日（水） 15時まで
質問の回答	令和 5年 11月 15日（水）（予定）
企画提案書のうち 4財務諸表（直近2か年 分）の提出期限	令和 5年 11月 22日（水） 15時まで（必着）
企画提案書等 提出期限	令和 5年 11月 29日（水） 15時まで（必着）
第一次審査 （書類審査） 結果通知	令和 5年 12月 15日（金）（予定）
第二次審査 （プレゼンテーション及び 現地視察による審査）	○プレゼンテーション 令和 6年 1月 11日（木）午後 場所：杉並区役所東棟6階 教育委員会室 ○現地視察 第一次審査決定通知後、以下の候補日の中から調整 令和6年1月12日（金）・15日（月）、 17日（水）・18日（木） ※審査結果は令和6年1月31日（水）までに通知します。

※第一次審査以降の日程が変更となる場合は、別途連絡します。

## 6 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

### (1) 受付方法

様式1「質問書」に質問内容を記載の上、E-mailにより提出してください。電話、FAXでの質問及び回答に対する再質問には応じません。なお、件名は「フレンドシップスクール運営業務プロポーザル質問書[事業者名]」としてください。

(2) 受付先

「11 担当課」に同じ。

(3) 受付期限

令和5年11月8日(水) 15時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年11月15日(水)(予定)に杉並区公式ホームページ上で公開します。

(<https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html>)

なお、質問内容が不明瞭なもの、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

提出書類及び部数は、別紙2「提出書類一覧」のとおりです。

(2) 提出方法

提出書類の確認を行って受理しますので、原則持参とします。(要事前予約)

(3) 提出先

「11 担当課」に同じ。

(4) 提出期限

令和5年11月29日(水) 15時 必着

ただし、4財務諸表(直近2か年分)については、

令和5年11月22日(水) 15時 必着

※ 郵送による提出も可能ですが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。また、郵送により生じる事故については、区は一切責任を負いません。

なお、電子メールによる提出は受け付けません。

## 8 受託者候補者の選定手順

杉並区フレンドシップスクール運営業務受託者候補者選定会議(以下「選定会議」という。)において、企画提案書等の提出された書類、プレゼンテーション及び現地視察の内容を審査し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を選定します。

ただし、選定会議で審査をした結果、一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 評価基準

ア 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	・経営状況は良好か
業務実績	・宿泊を伴う教育旅行の受託実績があるか

## イ 企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
企画提案内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施の時期（日程枠）、実施場所が適しているか</li> <li>・ 宿泊施設、借上げバスが適しているか</li> <li>・ 行程・体験プログラムが適しているか</li> <li>・ 独創的で特色あるアイデアが盛り込まれているか</li> <li>・ 事業の目的を理解した提案内容か</li> </ul>
資料調整能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画提案書は分かりやすいか</li> <li>・ 企画提案依頼書の内容に則った提案となっているか</li> </ul>
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コストは妥当か</li> </ul>
プレゼンテーション・ヒアリング、現地視察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明が論理的で説得力があるか</li> <li>・ 質問の受け答えが的確か</li> <li>・ 現地視察において、宿泊施設の仕様や行程が事業の趣旨に適していることが確認できるか。また安全性を確認できるか。</li> </ul>

### (2) 審査方法

#### ① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定会議で資格や内容等の審査を実施し、第二次審査対象事業者を選考（第一次審査配点合計の6割以上の点を取得した事業者を対象に、上位2事業者程度を予定）します。

第一次審査の結果は、第一次審査参加事業者すべてに対して通知します。また、第二次審査対象事業者に対しては、第二次審査のプレゼンテーションの日程の通知及び現地視察の日程調整を行います。

#### ② 第二次審査（プレゼンテーション及び現地視察）

プレゼンテーションでは、第二次審査対象事業者による企画内容の説明及び選定委員による質疑を行います。なお、説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構いませんが、提出した企画提案書に記載されている事項以外については評価の対象となりません。

現地視察（※）では、主に行程の確認と宿泊施設の見学を行うこととし（貸切バス、体験プログラム等の内容についてはプレゼンテーションによる審査のみ）、プレゼンテーション及び現地視察を総合的に評価・審査します。

第一次及び第二次審査配点の総合計が6割以上、かつ最上位だったものを受託者候補者とします。

（※）現地視察は原則日帰りとしませんが、難しい場合は宿泊又は複数回に分ける場合があります。なお、現地視察におけるマイクロバス1台は区が手配しますが、その他の事業者にかかる費用（旅費等）について、区は負担しません。

（※）現地視察の日程が限られていますので、訪問できない施設については現地の様子がわかる資料や動画を提示してください。

（※）第二次審査には本業務責任者及び担当者を含む3名程度の出席をお願いします。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和6年1月31日（水）までに通知します。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができません。

## 9 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 参加資格を満たさなくなった場合

(3) 応募事業者（応募予定者の関係者を含む）が、選定会議等の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定会議委員及びこの募集に関係する区職員に対し、当該選定に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触をした場合

なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。

- ・ 実施要領に基づき区が実施する説明会・現地見学会等への参加
- ・ 実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・ 現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
- ・ 区が主催する審議会、意見交換会等への出席

(4) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(5) 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

## 10 その他留意事項

(1) プロポーザルの提案に係る費用は、すべて参加事業者の負担とします。

(2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とします。

(3) 提出された書類の修正又は変更は一切認めません。

(4) 提出された書類については返却しません。

(5) 情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開します。

(6) 契約の締結にあつては、区指定の標準契約書を使用します。

(7) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合にあつては、速やかに、「11 担当課」の担当者に連絡をしてください。

(8) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、「9 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとします。

(9) 選定委員会で審査をした結果、一定の点数を満たす応募事業者がいなかった場合、受託者候補者を選定しないこととします。

(10) 受託者候補者が区と契約を締結する場合、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁じます。業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ区の承諾を得たときはこの限りではありません。

(11) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。

(12) 本件は、業務実施年度の予算案が区議会にて成立した場合に契約を締結します。

## 11 担当課（提出・問い合わせ先）

杉並区教育委員会事務局 学務課 学事係

所在地：杉並区阿佐谷南1-15-1（杉並区役所東棟6階）

電話：03-3312-2111（内線1622）

E-mail：[gakumu-k@city.suginami.lg.jp](mailto:gakumu-k@city.suginami.lg.jp)

担当者：宮川・佐藤・<sup>あめたに</sup>飴谷・<sup>つぼさか</sup>壺阪

## フレンドシップスクール運営業務企画提案依頼書

## I 業務の概要

## 1 主な業務内容

- ① 行程の手配
- ② 貸切バスの確保
- ③ 責任者の配置
- ④ 当日の添乗

## 2 履行期間

令和7年4月1日から7月31日までを履行期間とする契約を締結する。ただし、区が実施するモニタリング（履行評価）の結果により、業務が適切に行われていると区が判断する場合は、契約期間を最大2回まで更新することができる。なお、更新する場合は、各年度同じ内容・品質で業務を行うことを前提とする。

## 3 対象校、予定クラス数、参加予定者数（令和7年度推計 各校第一学年）

下表のとおりとする。ただし、各数値は推計のため、変更の可能性がある。

	中学校名	クラス数	生徒数	引率者数	参加者合計
1	高南	2	66	7	73
2	杉森	3	94	8	102
3	阿佐ヶ谷	3	73	8	81
4	東田	4	123	9	132
5	松溪	4	108	9	117
6	天沼	4	108	9	117
7	東原	3	75	8	83
8	中瀬	4	125	9	134
9	井荻	5	161	10	171
10	井草	4	139	9	148
11	荻窪	3	100	8	108
12	神明	3	80	8	88
13	宮前	3	103	8	111
14	富士見丘	2	69	7	76
15	高井戸	5	146	10	156
16	向陽	3	86	8	94
17	松ノ木	3	77	8	85
18	大宮	2	64	7	71
19	泉南	3	90	8	98
20	和田	3	74	8	82
21	西宮	3	100	8	108
22	和泉	3	88	8	96
23	高円寺	2	57	7	64
	合計	74	2206	189	2395

#### 4 事業規模

提案上限額：6,500万円（消費税込み）（※全校1泊2日で実施の場合）

## II 企画提案依頼内容

フレンドシップスクールの趣旨を理解した上で、安心安全な行事の機会となるよう、以下に挙げる業務について、それぞれ条件を満たす企画提案をすること。

なお、行程は1泊2日を基本とするが、学校の希望により日帰りでの実施も選択可能とすること。参考として、令和5年8月に希望調査を実施したところ、1泊2日希望14校、日帰り希望9校という結果になった。本番に向けた選択は、実施の前年度5～6月頃に希望調査の上、決定する。

### 1 行程の手配

#### (1) 実施場所の範囲

杉並区の各学校を1日目の午前8時頃に出発し、2日目（日帰りの場合は1日目）の午後5時頃に帰着するものとし、片道の移動時間が2時間半（日帰りの場合は2時間）を超えない実施場所とする。

なお、実施場所は、下記「令和6年度以降杉並区立学校移動教室実施場所（予定）」の実施場所及び内容を考慮の上選定すること。

- ・令和6年度以降杉並区立学校移動教室実施場所（予定）

学年（主な内容）	実施場所
小学5年生移動教室（登山、樹海散策、クラフト体験、ほろとう作り、施設見学など）	山梨県山中湖・河口湖方面
小学6年生移動教室（登山、スコアオリエンテーリング、飯盒炊爨、牧場体験、クラフト体験など）	長野県白樺湖方面
中学1年生フレンドシップスクール（R6まで）	茨城県つくば方面、群馬県みなかみ方面 山梨県河口湖方面、山梨県八ヶ岳方面
中学2年生移動教室（スキー教室）	長野県菅平高原方面

#### (2) 実施時期（日程枠）

4月第3週目から5月末日の間に、対象校全校が実施できる日程枠を確保すること。

なお、令和5年度の実績は以下のとおり。（全校1泊2日で実施）

実施時期	実施場所				合計
	A	B	C	D	
4月第3週	1校		1校	1校	3校
4月第4週	1校	2校			3校
5月第2週	3校	3校	2校	3校	11校
5月第3週	2校			1校	3校
5月第4週	2校				2校
5月第5週				1校	1校



### (3) 実施場所・宿泊施設の提案数

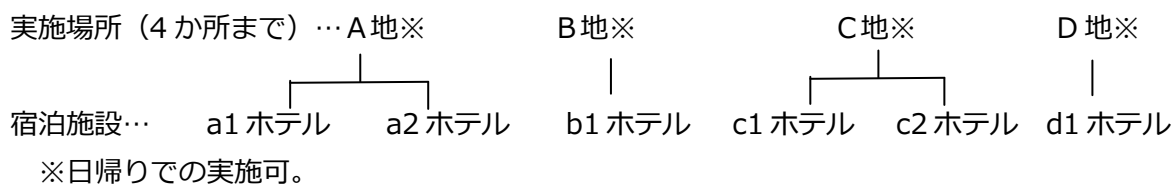
- ① (2) を考慮し、実施場所及び宿泊施設を提案すること。ただし、複数の杉並区立中学校が同宿しないものとし（他学校・団体等との同宿は可）、また、1校が複数の宿泊施設に分宿することは不可とする。

なお、複数の実施場所及び宿泊施設で実施するプランを提案する場合、実施場所は4か所までとする。

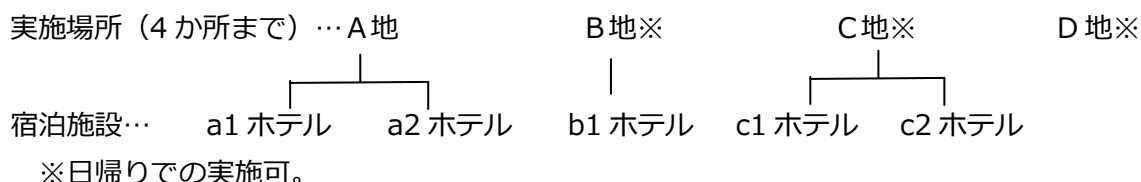
《提案内容の例》

【例1】 A地の a1 ホテル、a2 ホテル、a3 ホテルのいずれかに宿泊または日帰りで実施

【例2】 複数地（A～D地）の複数ホテルに宿泊または日帰りで実施



【例3】 複数地（A～C地）の複数ホテルに宿泊または日帰り、D地で日帰りで実施



- ② 提案する各ホテルの受入れ可能学校数をできるだけ具体的に企画提案書に記載すること。また、条件や注意事項等がある場合は、極力詳細に記載すること。

《記載例》5つのホテルを提案する場合

・受入れ可能学校数

	A地		B地※	C地※	
	a1 ホテル	a2 ホテル	b1 ホテル	c1 ホテル	c2 ホテル
4月第4週～4月第5週	なし	5校程度	5校程度	5校程度	5校程度
5月第2週～5月第3週	8校程度	8校程度	8校程度	8校程度	8校程度
5月第4週～6月第1週	5校程度	5校程度	なし	5校程度	5校程度
6月第2週～6月第3週	5校程度	5校程度	5校程度	なし	5校程度
6月第4週～7月第1週	5校程度	5校程度	5校程度	5校程度	なし

・注意事項

・A地で体験できる〇〇プログラムは、1日1校の受入れとなるため、複数校の実施日程が重ならないように調整する必要がある。

※B地・C地は日帰りでの実施が可能。

**(4) 日程の調整**

(2)(3)について、学校が希望する実施場所(宿泊施設)・日程等を調査し、とりまとめの上、各学校の希望に可能な限り沿うように調整することとする。

**(5) 宿泊施設**

ア 提案にあたっての基本条件

- ① 最長履行期間令和7年度から令和9年度の3年間、原則同じ施設を確保できること。
- ② 教育旅行の受入れ実績があること。

イ 施設及び客室

- ② 生徒の客室は、定員が4名以上の部屋であること。
- ③ 引率者の客室のうち、引率責任者(校長又は副校長)及び看護師(区が手配し、1名ずつ付き添う。)は個別の部屋とすること。
- ③ 生徒及び引率者の客室の他に、保健室を1部屋以上提供すること。
- ④ 全体集会が可能なホール又は会議室を提供すること。
- ⑤ 宿泊する学校が貸切利用できる大浴場があり(時間限定でも可)、規模及び貸切時間は、余裕を持って入浴が可能なものであること。
- ⑥ 配慮が必要な生徒が利用できる小浴場(家族風呂等)があること。ただし、部屋風呂で代替可とする。
- ⑦一般客と同宿の場合、フロアや導線が重ならないよう配慮すること。

ウ 食事

- ① 宿泊施設での食事は1日目の夕食及び2日目の朝食とし、それぞれの献立を提示し、可能であれば写真も添付すること。
- ② 食事内容は参加生徒(中学1年生)の年齢又は体格に応じた量及び質であること。
- ③ アレルギー等の配慮が必要な生徒がいる場合は、各学校及び保護者との連絡、調整及び確認を密に行うことを必須とし、対応内容について明記すること。(除去食、代替食の提供等)

エ その他

- ① 貸切の可否を記載すること。
- ② バリアフリーについて対応がある場合は、対応内容を記載すること。
- ③ 施設の安全性(避難経路や避難所)について記載すること。

**(6) 1日目及び2日目の昼食**

- ① 1日目及び2日目の昼食は行程に含むものとするが、本企画提案においては、例の提示等、簡易なものを可とする。ただし、受託が決定した後に、各学校との協議において、アレルギー対応等、誠実に対応すること。
- ② 昼食代は参加者(引率者を含む)負担となるため契約金額に含めず(※)、受託者が各学校から集金し、支払うこととする。なお、昼食代の金額は、契約金額に含めないが、参考として見積書に記載すること。(概算でも可)  
(※)昼食を作る工程が体験プログラムの一環となり、それを食する場合(郷土料理作り、飯盒炊爨等)は契約金額に含める。

## (7) 体験プログラム、施設見学等の提案及び手配

- ① フレンドシップスクールの目的に適した体験プログラムや施設見学等を提案すること。なお、なるべく複数の選択肢から各学校が選べるようにし、その上で行程のモデルプランを提案すること。ただし、複数校合同での体験や施設見学は避けること。

《体験プログラム・施設見学例》

- ・チームビルディング ・トレッキング ・農業体験 ・伝統文化体験 ・郷土料理作り
- ・現地の地理や歴史、文化等に関する資料館 ・史跡 ・飯盒炊爨

※上記は一例であり、提案内容を限定するものではありません。

- ② 雨天時の対応についても提案すること。

## 2 貸切バスの確保

### (1) 供給車両及び数量

- ① バスは1クラスにつき1台配車するものとする。
- ② 配車するバスは、公益社団法人日本バス協会会員の所有する、または同協会の実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく認定を受けた事業者の所有する、大型正席45人乗り以上の冷暖房付・DVD等映像再生機器付きバスとする。
- ③ 配車するバスは、可能な限り全車同一会社の車両で統一することとし、学校間でグレードの差が生じないようにすること。災害等天変地異や車両故障及びバス運行に関する関係法令への抵触を防ぐ場合等やむを得ない事情があり、同一会社による配車が困難な場合は、区及び該当校の校長に了承を得た上で、供給会社を変更することができる。この場合においても、設備・座席配置等の規格について当初配車予定のものに変更のない車両を配車すること。また、変更について校長または副校長と十分調整をすること。
- ④ 配車するバスは、原則として低公害車（天然ガス車、九都県市指定・国土交通省 指定のガソリン車・LPG車等）とすること。その中でも、低燃費車（自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）に基づき、同要領に定める基準に適合すると判定された車）の使用に努めること。都のディーゼル車規制に適合しない車両は使用しないこと。
- なお、規制等に適合する自動車であることを確認するため、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又はその写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- ⑤ 配車するバスは、車両停止時に窓を閉めた状態において、8分以内に車内換気が完了する換気能力を有すること。

### (2) 乗務員の配置

乗務員は、1台につき2名以上乗務するものとし、このうち1名以上は運転手、もう1名は車掌が添乗することとする。

### (3) 保険の加入

バスの運行に伴い発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）を補償するため、供給するバスについて、対人損害賠償の補償額を無制限とした自動車保険（任意保険）に加入すること。なお、対物損害賠償については、相応の額に加入すること。

#### (4) 再委託

バスの運行について再委託をする場合は、一般貸切旅客自動車運送事業の許可のあるバスを供給することができ、(3)で示した自動車保険(任意保険)に加入していることを条件とする。

### 3 責任者の配置

本業務を遂行するに当たり、責任者を配置することとし、責任者は区及び各学校と連絡調整を行い、事業実施に向けての進行管理を行うこと。

### 4 当日の添乗

本番の際に行程に同行し、添乗業務(訪問先との調整、トラブル時の対応)を行うこと。

### 5 急病人対応

本番中に急病人やけが人が出た場合、最寄りの医療機関までの送迎を手配すること。ただし、救急搬送が必要な場合は救急車を要請すること。また、受診可能な最寄りの医療機関の診療科目、対応可能時間、宿泊施設からの距離または所要時間を記載すること。

## Ⅲ その他

### 1 キャンセル料

当初予定した期日にフレンドシップスクールの実施が困難となり、日程変更または中止とする場合のキャンセル料規定については、下表を区の希望としているが、協議を希望する場合は、企画提案書内に希望事項等を記載すること。

<表1>参加人数の変更に伴うキャンセル料

キャンセル料発生日	キャンセル料率 (宿泊)	キャンセル料率 (体験プログラム・施設見学等)
出発日の3日前から2日前まで	20%以内	20%以内
出発日の前日	30%以内	30%以内
出発日当日	50%以内	50%以内

<表2>日程の変更に伴うキャンセル料

キャンセル料発生日	キャンセル料率
出発日前日の正午から当日	対象校の契約金額分の50%以内

<表3>中止に伴うキャンセル料

キャンセル料発生日	キャンセル料率
出発日の20日前から8日前	対象校の契約金額分の20%以内
出発日の7日前から2日前	対象校の契約金額分の30%以内
出発日の前日	対象校の契約金額分の50%以内
出発当日	対象校の契約金額分の100%以内

(特記事項)

- ① キャンセル料発生日については、土日、祝日を除いて、出発日から起算して遡るものとする。なお、出発日とは、フレンドシップスクールの初日のことを指す。

- ② 対象校の契約金額分とは、キャンセル連絡時点での参加人数から算出する支払金額とする。
- ③ 委託者の都合によりキャンセルする場合のキャンセル料については<表 1～3>のとおりとし、大雨等の天候による交通機関の運行不能、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 6 条第 7 号に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同 8 号に規定する指定感染症の流行、その他天災等の理由により日程を変更する場合は、委託者・受託者間で協議のうえ、決定することとする。
- ④ 昼食費のキャンセル料は参加者から支払を受けるものとし、<表 1>の体験プログラム・施設見学等における料率に準じるものとする。

## 2 見積書の作成について

### (1) 様式

様式は任意とするが、代表者印を押印の上（正本のみ）、宛名は「杉並区教育委員会事務局次長」すること。

### (2) 見積内容

- ① 項目内容は下表を基本とし、必要に応じて追加・修正すること。
- ② 項目ごとに単価を記載すること。
- ③ 以下の要領で合計金額を積算すること。
  - ・提案する宿泊施設が複数ある場合は、提案者の任意で数量（参加者数）を割り振る。
  - ・体験プログラム・施設見学等の提案内容が複数あり、学校が選択する場合は、単価が最も高いもので積算する。
  - ・参加者数は「Ⅰ 業務の概要」3の表を参照し、令和7年度の契約分を想定した見積を積算。
- ④ 合計金額（税込）は、「4 事業規模」に記載した金額以下とすること。

項目	備考
宿泊料	1人当たりの単価 ※提案する宿泊施設が複数ある場合はそれぞれを記載。
バス借上げ料	バス1台あたりの単価（日帰りまたは2日間） 1クラス1台とする ※提案する実施場所が複数あり、単価が違う場合にはそれぞれを記載。 ※バス単価にはバスの運行にかかる全ての費用（乗務員にかかる費用を含む）を含める。
体験費・入場料等	1人当たりの単価 ※提案する体験プログラム、施設見学等が複数ある場合はそれぞれを記載。
その他諸経費	責任者にかかる費用、企画料金、その他業務の遂行に必要な経費について、内訳が分かるように記載。

※ 日帰り選択時に単価が変わる経費（バス借上げ料等）や、契約金額に含めない昼食代（参加者負担）についても1人あたりの単価を参考に記載すること。

## (3) 見積書作成例

令和〇年〇月〇日

## 見積書

杉並区教育委員会事務局次長 殿

東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1

株式会社すぎなみ

代表取締役社長 杉並 なみすけ

印

項目	単価	数量	合計	備考
宿泊料(a1 ホテル) ※生徒・引率	×××円	839人	×××円	8校 (I-3表1~8)
宿泊料(a2 ホテル) ※生徒・引率	×××円	952人	×××円	8校 (I-3表9~16)
宿泊料(b1 ホテル) ※生徒・引率	×××円	604人	×××円	7校 (I-3表17~23)
バス借上げ料(A地・2日間)	×××円	55台	×××円	16校
バス借上げ料(A地・日帰り)	×××円	0台	×××円	0校
バス借上げ料(B地・2日間)	×××円	19台	×××円	7校
バス借上げ料(B地・日帰り)	×××円	0台	×××円	0校
体験費(A地〇〇体験) ※生徒	×××円	1,656人	×××円	引率者無料
体験費(A地〇〇体験※雨天時) ※生徒	×××円	—	—	引率者無料
入場料(A地△△館) ※生徒	×××円	1,656人	×××円	
入場料(A地△△館) ※引率	×××円	135人	×××円	
入場料(A地◇◇館) ※生徒	×××円	—	—	
入場料(A地◇◇館) ※引率	×××円	—	—	
体験費(B地●●体験) ※生徒	×××円	550人	×××円	
入場料(B地▲▲館) ※生徒	×××円	550人	×××円	
その他諸経費				
事務手数料	×××円	一式	×××円	〇〇費、〇〇費
<b>合計</b>			<b>×××円</b>	
<b>消費税</b>			<b>×××円</b>	
<b>税込合計</b>			<b>×××円</b>	
参加者負担				
1日目昼食代	×××円			
2日目昼食代	×××円			

## 事例

宿泊施設はA地のa1ホテル、a2ホテル、B地のb1ホテルの3か所。A地・B地ともに日帰りでの実施も可能。またA地の施設見学は△△館、◇◇館を選ぶ。

## ▶合計金額算出方法例

A地宿泊16校(a1ホテルに8校、a2ホテルに8校)、B地宿泊7校(b1ホテル)、A地・B地それぞれで体験1つと施設見学1つを選択(A地の施設見学は単価の高い△△館で見積)

### 3 受託者候補者決定後の予約等の手続きについて

本プロポーザルにより選定された受託者候補者は、宿泊施設の予約の他、令和7年度フレンドシップスクール運営業務を行うために必要な調整を速やかに行うこととする。なお、当該調整を行うに当たり、受託者候補者が区に対して、国土交通省が定める「標準旅行業約款」受注型企画旅行契約第6条に記載の申込書の提出を求める場合、区は受託者候補者と内容について協議の上、提出するものとする。

### 4 受託者候補者決定後の合同実地踏査について

本プロポーザルによる委託業務とは別に、各学校の教員 1～2 名及び教育委員会事務局職員が参加する合同実地踏査について、本プロポーザルにより選定された受託者候補者と別途業務委託契約を締結することとする。なお、合同実地踏査の開催時期は、フレンドシップスクール実施年度の前年度に行うものとし、合同実地踏査の契約における仕様は別途協議の上決定することとする。

## 提出書類一覧

※この帳票を以下の提出書類に添えて提出して下さい。

提出書類	部数	様式等	提出欄 (提出したものに✓)
1 参加申込書	1	様式 2	
2 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	1	原本	
3 納税証明書			
法人事業税及び地方法人特別税	1	原本	
法人税(納税証明書その1)	1	原本	
消費税及び地方消費税(納税証明書その1)	1	原本	
4 財務諸表 ※直近2か年分			
貸借対照表	1	写し	
損益計算書	1	写し	
キャッシュフロー計算書	1	写し	
株主資本等変動計算書	1	写し	
個別注記表	1	写し	
5 旅行業法に基づく旅行業(第一種旅行業務又は第二種旅行業務に限る。)の登録を受けていることを証する書類	1	写し	
6 会社概要	正本 1 副本 14	様式 3	
7 企画提案書		任意様式	
8 見積書		任意様式	

## 注意事項

- ① 「2 法人の登記簿謄本」「3 納税証明書」は提出日以前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ② 「3 納税証明書」は杉並区競争入札参加資格を有している場合は省略できます。その場合、提出欄に「入札あり」と記入してください。
- ③ 「4 財務諸表」は直近2か年分を提出してください。
- ④ 「6 会社概要」「7 企画提案書」「8 見積書」はまとめて製本(ファイルで閉じる等)し、通しのページ番号を付けてください。また、副本については、事業者名、ロゴマーク等は黒塗りするなど、参加者が特定できないようにしてください。
- ⑤ 提出できない書類がある場合は、理由書(書式自由)を提出してください。